

議会運営委員会

平成30年9月13日（木）

午後0時37分開会

○三鬼（和）委員長 それでは、ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

委員の皆さんには本会議終了後、大変お疲れのところをお集まりいただきましてありがとうございます。現在、放送のほうが言っていますように、広報のほうが入っていますので、この委員会につきましては議事録をとるということで放送されでいませんということを御確認していただきたいと思います。

今回の件について、急遽、議長のほうより議会運営委員会を開催要請されました部分につきましては、昨日、地方自治法第99条の規定による発議として第9号として予定されておりました学校教育における救急法習得授業の義務化導入を求める意見書について（案）でございますが、提出者、濱中佳芳子議員、賛成者、小川公明議員、同じく賛成者、高村泰徳議員から提出して、発議として予定されていたものですが、きのうの審査の段階で提出者に説明を求めたいということもございました、その後の扱いについて、けさ、議長と提出者であります濱中委員とのお話も持っていたいただいて、本日、この扱いについてどうするかということで委員会ということになりました。

最初に、議長のほうより、けさ、お話ししていた方向性について御説明願いたいと思います。

○三鬼（孝）議長 今、委員長が申し上げたとおり、濱中委員といろいろとお話をしまして、最終的には取り下げるというようなことの中で、その代替として三重県議長会に一応打診をして、最終的にできたら三重県議長会でこれを取り上げてもらう方向でというようなことで話ができましたので、その辺を報告いたします。

以上です。

○三鬼（和）委員長 まず、この取り扱いにつきまして、きのうの段階では発議9号につきましては日程の中で確認をしていただきました。この9号については保留ということで、扱いにまた変わりがあるとかそのまま行くとかも含めて議会運営委員会で皆さんの御意見をいただくということで、きのうの説明員としての提出者、濱中委員もいなかつたことも踏まえて、きょう、皆さん、御議論ございましたらお願いします。説明は一定あれですけど。

○濱中委員 きのうは私事で勝手な欠席をさせていただきましたもので、きょう、余分な時間という形で皆様に御迷惑をかけたことをまずはおわび申し上げたいと思います。

それから、この発議に関しての取り扱いについて、けさほどから、先ほど言いましたように、議長のほうと御相談を申し上げた結果なんですけれども、まず、そもそも発議の提案理由といたしましては、自主防災組織の方たちが数年前から学校教育における児童・生徒の災害時の担い手育成というあたりで行動を起こされておりました救命法習得のあたりの講習であるとかというあたりが強化をしたいという中で御要望をいただいたものが一番最初になっておりまして、それをまずは尾鷲市のほうでどうかというような御要望をいただきましたんすけれども、現場の学校の先生であるとか関係の方たちともお話をすると中で、やはりこういった救命救急講習なども財源を伴うことが確実でなければ実現性に乏しいであろうという話もありましたですから、財源確保のあたりもきちっとお伝えできる意見書にならなければという御意見を頂戴して、一旦は文書を作成したんですけども、確かに、きのう、留守をしましてその場で御説明、やりとりができなかつたんですけども、きょう、議長と相談して、たとえ、議長会のほうにお願いをするにしても、きっちと伝わる方法がもう少し必要ではないのかなというアドバイスもいただきましたし、あと、この中には学校の防災教育をどうしたいかということも表現できていないという。やっぱり文書の稚拙さも自分なりにも感じました。

そこで、賛成議員の方たちとも御相談を申し上げた結果、一旦、文書の再考をしましようと、その後、どういった扱いにするか、また、議長と御相談をさせていただきたいという結論をもって、今回は一旦、この発議を今定例会でお願いするということは見送るという形でお願いしようと思います。それは議長のほうにお話をし、その後、全国的な動きにできるかどうかは、例えば、議長会のほうと御相談をしていただく機会を持っていただくのか、こちらの議会のほうで採択をしていただいて尾鷲市のほうの独自の意見書として出させていただくのかということは、今後、この文書を再考させてからの後にお願いしようと思っております。

お時間をとらせましたこと本当に感謝申し上げます。ありがとうございます。

○三鬼（和）委員長 提出者であります濱中委員より、賛成者との協議の上で、今回の定例会、きのう一旦、土俵には上がりましたが、本会議へ行く前ですけど、審査の段階で取り下げたいということ、結論的であって、その説明については先ほど濱中委員が言われたような中身ということで、取り扱いということになろうかと

思うんですけど、これらについて意見がございましたらお願ひします。

○野田委員 きのうの話では、2点ほど確認させてください。尾鷲市の教育委員会のほうに話の持つべき方として、発議するに当たりそういう形で了解というか、ある程度そこで意見交換なり賛成なりというものがあるのかどうかということと、もう一点、内容の趣旨については十分納得するんですが、義務化というと、義務教育の中で小学1年から中学3年まである、その中で義務化というと、小学1年生の子がそういう認識を啓蒙していくことはいいことなんですかけれども、実際、これをそういう活動というか、運営をする中で非常にまた問題がないのかどうかというようなところが考えられますので、その点も十分考慮していただければと思います。

以上です。

○三鬼（和）委員長 既に説明がありましたので、昨日の審査の中でも、ほかの委員からもそういったことも含めてございました。ということで、先ほど議長と濱中委員の中からも、議長会での取り扱いにいかがでしょうかということもございましたので、ただし、濱中委員、言われておりましたように、もし、議長会で取り扱うとなると、こここの議員の意見書の提出や発議ではなく尾鷲市議会として出すということなので、当然、文書等についても全議員の合意が要る形があろうかと思うんですけど、その点は議長の取り扱いとして、文書見直しの段階で議長に相談していただいて、それが扱えるかどうか、これは全議員の承諾が要るという形になろうかと思いますので、そういった形で今回は取り下げるというのが1点と、今後の扱いについては、そういった文言も文書を精査した上で議長に相談していただくということで進めさせてほしいということなので、それでいいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（和）委員長 それでいいようでしたら、今定例会の最終日に予定されておりました発議第9号、学校教育における救急法習得授業の義務化導入を求める意見について（案）につきましては、取り下げる日程に入れないとということで、これを確認させていただきます。

なお、今後の扱いについては、先ほどの説明のように議長に一任して進めたいと思いまますのでよろしくお願ひいたします。

大変お疲れでございましたが、以上をもちまして議会運営委員会を閉じます。御苦労さんでございました。

（午後 0時46分 閉会）